

基準 19 フード等用簡易自動消火装置の設置に関する基準

- 1 フード等用簡易自動消火装置の設置について、条例第3条の4第1項第2号エの規定によるほか防火対象物に設ける厨房設備のうちフライヤー等もっぱら揚物に使用する設備の排気ダクト等には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。◇
 - (1) 法第17条の規定により消火器具以外の消火設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等）が設置されているもの。
 - (2) 天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気する構造となっているもの。
 - (3) 厨房設備から5 m以内にファン停止用スイッチが設けられており、かつ、その旨の表示が行われているもののうち次のいずれかに該当するもの。
 - ア 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4 m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。
 - イ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2 m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。
 - (4) 当該厨房設備の入力が21kW毎時以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められるもの。
- 2 フード等用簡易自動装置の性能及び設置の基準については、「フード等用簡易自動装置の性能及び設置の基準について」（平成5年12月10日消防予第331号）によること。◇